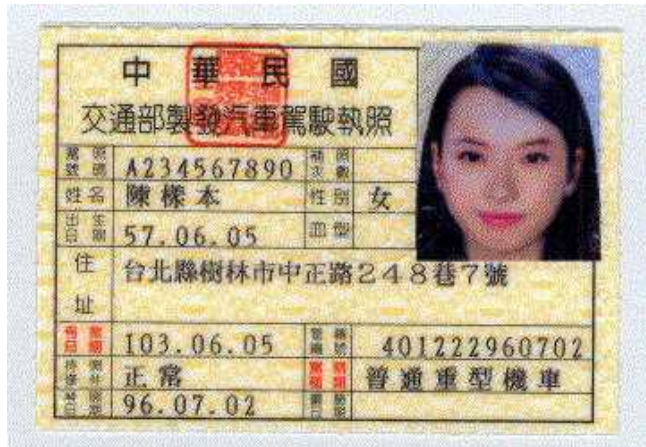


台湾運転免許証による日本国内での自動車等の運転

台湾運転免許証



日本語による翻訳文

中華民國（台湾）交通部の発行に係る運転免許証の日本語翻訳文

運転者氏名		生年月日	
住 所		免許証番号	
免許種別	普通小型車	有効期限	
免許の条件	A	取得年月日	
注	1 免許の条件 「A」特に制限がない。 「B」オートマチック車のみ運転することができる。 「C」条件付きの車両のみ運転することができる。 2 当該免許種別によって運転することのできる車両の種類別表のとおり		

翻訳文発行機関：臺灣日本關係協會
翻訳文発行担当機関：台北駐日經濟文化代表處 発行担当者氏名： 発行日付：2017年06月05日
審 名： 発行番号：TYO-000



本邦に上陸後
1年間自動車
等を運転する
ことができる。

台湾域内で作成する場合

台湾日本關係協會
(旧亜東關係協會)

日本国内で作成する場合

台北駐日經濟文化代表處等
(東京、横浜、大阪、福岡、那覇、札幌)

又は

(一社) 日本自動車連盟 (JAF)
国内各支部・事務所

※ JAFについては、令第39条の5第1項第3号に掲げる法人として指定されている。